

「かごしま応援寄附金（ふるさと納税）」を活用して実施する 地域課題の解決に向けた活動を募集します

[令和3年度 地域貢献活動応援プロジェクト 募集要項]

I 事業概要

1 趣旨

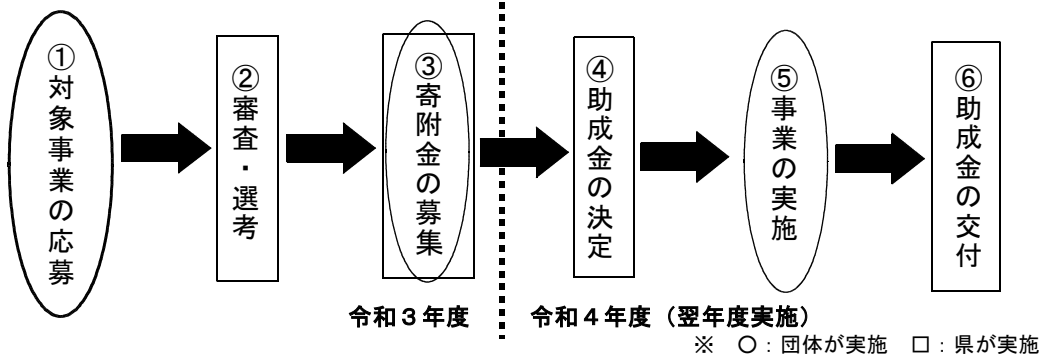
少子高齢化が急速に進行し、住民ニーズが複雑化・深刻化する中で、地域コミュニティ組織やNPO、企業、大学など多様な主体が地域づくりの担い手となり、それぞれの特性を発揮し、連携・協力して支え合う、共生・協働の地域社会づくりが求められています。

地域貢献活動応援プロジェクトは、「かごしま応援寄附金（ふるさと納税）」を活用し、その担い手となる多様な主体の地域課題の解決に向けた活動の活性化を図るものです。

2 本事業の制度概要

本事業は、ふるさとに貢献したい方、かごしまを応援したい方からの応援したい取組に対する希望が託された「かごしま応援寄附金（ふるさと納税）」を活用して、その希望を考慮して団体が実施する事業に県が助成金を交付するものです。

【事業の流れ（イメージ）】



- (1) 本事業で助成金の交付を受けるには、事前に対象事業への応募が必要です。
- (2) 審査・選考を経た対象事業は、県のホームページなどにおいて情報提供し、「かごしま応援寄附金（ふるさと納税）」を募ります。
※ 県は制度のPRは行いますが、団体に代わって個別に寄附を募ることはありません。各団体が自ら寄附の募集を行っていただきます。
- (3) 助成金の交付は、「かごしま応援寄附金（ふるさと納税）」で希望（指定）された事業のみが対象となります。
- (4) 助成金の交付額は、対象事業に対して希望（指定）のあった「かごしま応援寄附金（ふるさと納税）」の額に基づき決定します。
※ かごしま応援寄附金の寄附者（以下「寄附者」という。）の希望を勘案して助成を実施しますが、希望どおりに助成されるわけではありません。

3 事業スケジュール

事業スケジュールは以下のとおりとなります。

時 期	内 容
令和3年3月24日～ 6月～12月	① 対象事業の募集 ② 対象事業の審査・選考 ③ 対象事業に対するかごしま応援寄附金の募集
令和4年4月～ 令和5年3月	④ 助成金の決定（助成金交付申請及び交付決定） ⑤ 事業の実施 ⑥ 助成金の交付（実績報告及び支払）

【注意事項】

令和3年度は、事業に対する寄附金の募集を行います。助成金の決定、事業の実施及び助成金の交付は、令和4年度となります。

（令和3年度に事業の実施はできません。）

II 対象事業の応募

1 応募できる団体等

応募できるのは、地域コミュニティ組織やNPO法人、ボランティア団体等の営利を目的としない団体や大学等で次の要件を全て備えている団体等（以下「団体等」という。）です。

- (1) 定款や規約等を有し、責任者が明確で、独立した経理を行っていること
- (2) 県内に事務を行う場所を有し、県内で1年以上の営利を目的としない活動実績があること
- (3) 実施しようとする事業内容が、定款や規約等に適合していること
- (4) NPO法人にあっては、特定非営利活動促進法29条に定める事業報告書等を所轄庁に提出していること
- (5) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 宗教活動や政治活動を目的とする団体
 - イ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体
 - ウ 暴力団、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体

2 対象となる事業

募集の対象となる事業は、団体等が地域課題の解決のために取り組む事業及び地域コミュニティの再生・創出を図る事業とします。

なお、次のいずれかに該当する事業については、対象となりません。

- (1) 本事業以外で県の助成を受ける事業
- (2) 施設の整備・改修や設備・備品の購入を主たる内容とする事業（団体等の財産形成を目的とする事業）
- (3) 営利を目的とする事業

3 助成申請予定額

1件当たりの助成申請予定額は、助成対象経費の10分の10以内の額（千円未満切り捨て）とし、50万円を上限とします。

なお、寄附金額から事務手数料の5%を差引いた95%を団体への助成額とします。また、助成額は、対象事業に対して希望（指定）のあった「かごしま応援寄附金（ふるさと納税）」の額に基づき決定した額とし、助成申請予定額を上限とします。

- ※ 参加料の徴収や事業の成果物の販売など、事業実施に伴い収入の見込みがある場合は、あらかじめその金額を収支予算書で明らかにしてください。
助成対象は、これらの収入を控除した額になります。

4 助成対象経費

経費の種類は次のとおりです。

区 分	摘 要
賃金	当該事業従事者の人件費等
謝金	講師等に対する謝金等
旅費	当該事業従事者の交通費、講師の交通費・宿泊費等
消耗品費	消耗品の購入費
印刷製本費	パンフレットやチラシ、資料等の印刷製本費
通信運搬費	電話代、郵送代、機材運搬費等
使用料及び賃借料	会場借上料、リース料等
委託費	業務委託に要する経費
施設等整備費及び設備・備品購入費	当該事業の目的を達成するために真に必要不可欠かつ、汎用性のないものとし、事業終了後もその目的に沿って継続して適正に管理・使用されることが明らかな場合に限る。 ※上限額は原則として助成対象経費の2分の1以内。 ※パソコン、プリンター等の購入経費は対象外。
その他経費	その他知事が必要と認めた経費

- ※ 事務所の維持費や事務局職員の人件費等、団体等の経常的な管理運営経費は助成対象経費となりません。

5 事業の実施期間

助成金交付決定日（令和4年4月以降）から令和5年2月末まで

6 その他

- (1) 「ふるさと納税」をきっかけに、新たな人々とのつながりを生み、今後の団体の活動の活性化につなげるため、以下の取組を実施してください。
 - ① かごしま応援寄附金の寄附者（以下「寄附者」という。）に対し、「応援団認定証」を交付すること
 - ② 寄附者に対し、助成対象事業の成果を報告すること
 - ③ 事業終了後も寄附者に対して、定期的に団体等の情報を提供するなど、引き続き寄附者との関係を継続する取組に努めること

※ 以上の経費については、対象事業の経費に含めず、団体等の自主財源により実施すること
- (2) 事業が採択された場合でも、ふるさと納税が集まらず希望額に達しない場合があります。その際は、自主財源を足して実施するか、規模を縮小するか、辞退するかを選択していただくこととなります。

7 応募期間と応募方法

- (1) 応募期間
令和3年3月24日（水）～4月20日（火）午後5時まで（必着）
- (2) 応募方法
下記の書類を応募先まで送付（郵送又は信書便に限る。上記期限必着）するか、

直接お持ちください。

また、同期限経過後は、書類の修正や追加、差し替え等には応じかねます。

※ ファックスや電子メールでの応募は受け付けません。(事前相談は可)

※ 締切日の午後5時を過ぎてから到着したものは審査の対象外とします。書類の返却も行わないので、余裕を持って応募してください。

※ 必要書類が整っていないなどの理由で受付できないことがありますので、ご注意ください。

ア 応募書(様式第1号)

イ 事業計画書(様式第2号)

ウ 添付書類

① 団体等の定款、規約、又はこれに代わるもの

② 団体等の直近1年間の事業報告書、活動(収支)計算書及び貸借対照表又は財産目録、又はこれに代わるもの

③ 団体等の活動及び本事業の内容を理解するために参考となる資料

エ 応募先

鹿児島県男女共同参画局くらし共生協働課協働企画係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

※ 提出書類の様式(様式第1号及び第2号)は、県(<https://www.pref.kagoshima.jp/>)及び県共生・協働センター(<http://www3.kagoshima-pac.jp/>)のホームページに掲載しますので御利用ください。また、提出された書類はお返しできませんので御了承ください。

8 助成対象事業の審査・選考

(1) 審査・選考

審査及び選考は、県において行います。

(2) 事業内容等の確認

審査は、応募書類の内容に基づき行います。

なお、応募書類確認のために、電話等で問い合わせることがありますが、この場合も応募書類になかった内容を追加することはできません。

(3) ヒアリング

審査に際し、応募団体に事業内容についてのヒアリングをお願いする場合があります。

(4) 審査基準

ア 事業目的の的確性

- ・ 地域課題の解決を目的としたものであること
- ・ 地域コミュニティの再生・創出に資するものであること

イ 事業内容の実現性

- ・ 事業内容に具体性があり、実現可能であること
- ・ 事業を円滑に実施できる体制を有していること

ウ 事業の継続性

- ・ 事業終了後も、事業成果を活かした取組が行われることが見込まれること

エ 事業費の妥当性

- ・ 所要経費の積算が、事業内容に対し妥当なものであること

オ 寄附金募集の実現性

- ・ 各団体が行う寄附金募集の取組が具体的かつ効果的であること

(5) 選考結果

選考結果は、応募期限内に届いた全応募団体等に対し、文書でお知らせいたします。

(6) 実施条件

選考に当たっては、実施方法や事業費等について、条件を付す場合があります。

Ⅲ 審査・選考後の流れ

審査・選考後の事業の流れは概ね以下のとおりとなります。
手続等については、その都度県から指示しますのでその指示に従ってください。

1 かごしま応援寄附金（ふるさと納税）の募集

- (1) 審査・選考後、県ホームページ等において、助成対象事業に対する「かごしま応援寄附金」を募集します。（募集期間：6月～12月）
 - ※ 選考後は県ホームページ等で紹介する各事業のPR資料の作成をお願いします（様式については結果通知後にお知らせします）。ふるさと納税の募集に必要ですので、短期間での作業になります。ご了承ください。
 - ※ 県では制度のPRを行い、個別の取組に対しての寄附の募集は行わないので、各団体自身で寄附金募集を行ってください。
- (2) 寄附者の了解が得られた場合に、連絡先（住所等）を提供します。この情報をもとに、「応援団認定証」の交付や事業の結果報告を行うとともに、寄附者との関係を継続する取組に努めてください。

2 助成金の額の決定

寄附金の募集終了後、県において対象事業に対して指定のあった「かごしま応援寄附金（ふるさと納税）」の額に基づき、助成申請予定額（上限50万円）の範囲内で、助成金の額を決定します。

3 助成事業の実施（助成金の申請及び交付等）

助成金の交付を受けるためには、団体等において、県に対する助成金の交付に係る各種手続を行う必要があります。

助成金の申請及び交付は、対象事業のうち、寄附者が希望（指定）した事業のみが対象となります。

- (1) 助成金の交付申請
 - 団体等には、助成金交付申請書を提出していただきます。県において、申請に基づき助成金の交付決定を行います。
 - ※ 事業の着手は助成金交付決定後となりますので、注意してください。
- (2) 事業の実施
 - 申請に基づき、交付決定を受けた事業を実施していただきます。
- (3) 助成金の実績報告
 - 対象となる事業が完了してから15日以内、又は別途指定する日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出していただきます。
- (4) 助成金の交付
 - 実績報告に基づき算定した額を支払うこととなりますが、必要に応じて8割以内を概算で支払い、残金は、実績報告を受けて支払うことも可能です。
 - なお、助成対象経費について、精算額が予算額から減少したときは、概算払済額によっては、助成金を一部返還していただくことがあります。

4 事業実施に係る会計処理等

- (1) 会計区分
 - 本事業の会計は、実施団体の他の経理と明確に区分するものとします。
- (2) 会計帳簿類の保管
 - 会計帳簿類（証拠書類を含む。）を、本事業の完了した日の属する会計年度の

終了後5年間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保管するものとします。

(3) 財産の管理

ア 事業完了後の財産の帰属

事業の成果品は原則として実施団体に帰属します。

イ 財産の管理及び使用

本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本事業の完了後においても、実施団体が、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、本事業の目的を踏まえた有効活用を図るものとします。

なお、取得額5万円以上の機械及び機具類等については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この助成事業の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとします。

また、助成事業の完了後から耐用年数を満了するまでの間、使用状況を報告していただくことがあります。

5 情報公開・情報提供

(1) 県における情報公開等

事業の実施状況及び実績の概要等を、県及び共生・協働センターのホームページ等で広く紹介します。

(2) 実施団体における情報提供

実施団体は、活動状況等について積極的な情報公開・情報提供を行うものとします。

○ 問合せ及び応募先

鹿児島県男女共同参画局くらし共生協働課協働企画係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話 099-286-2241, ファックス 099-286-5524

E-mail k-kyodou@pref.kagoshima.lg.jp